

技術提案書作成にあたっての注意点(造林・生産)

2024. 12. 17

(下記の点が不備の場合、評価の対象とはなりませんのでご注意ください)

- 提出書類は原則として白黒でお願いします。
提出いただいた技術提案書は白黒でコピーし審査資料とするため、カラー(特に黄色)の場合「空白」となる場合があります、「未記入」として処理されることがあります。
- 技術提案書に係る添付書類を「省略」とした場合、申請書類の確認は行わず過去(当初入札案件)に提出のあった書類により評価を実施することとなります。
- 添付書類を省略する場合に「提出書類一覧」に記載した入札情報(入札件名等)が誤っている場合は、審査(加点)対象とはなりませんのでご注意ください。
また、添付書類を省略した技術提案書にあっては、過去(当初入札案件)に提出した確認書類に添付漏れや誤記等の不備があった場合、その不備のあった書類により評価を実施することとなり、加点の対象とはなりません。申請時に「省略」を選択する際は、過去(当初入札案件)に提出した書類を十分確認するなど、慎重かつ丁寧な対応をお願いします。
- 様式3・6で「有・無」の選択式の場合、「無」が選択されているときは、添付書類の有無(添付書類の確認はしません。)に関わらず評価の対象とはなりません。
- 「別紙様式3」については、添付書類を省略する場合であって「様式3」に件数・平均点を記載した場合のみ省略することができます。
- 賃上げ表明について、「事業年度」か「暦年」を明確に記載するとともに、期間を確認するため括弧書きで期間を記載してください。
また、「従業員代表」「給与又は経理担当者」は押印が必要です。
なお、中小企業の場合は「法人税申告書別表1」(別紙参照)を添付してください。
1月1日～12月31日の場合、「事業年度」か「暦年」により表明する年度が違います。
例 令和6年6月契約の場合
暦年での表明 : 令和6年1月1日～令和6年12月31日まで
事業年度での表明 : 令和7年1月1日～令和7年12月31日まで
- 添付書類の評価対象期間の基準日は「入札公告の日」ですが、「賃上げ表明」の基準日は「契約日」ですので注意して下さい。

- 災害協定等の実績については、協定書(覚書等を含む)写しの添付が必要です。なお、協定者等が所属団体等となっている場合は、その団体の構成員であることが確認出来る書類が必要です。(関東森林管理局との協定であっても必要です。)
- 「ホームページ写し」「就業規則、給与規程」等を提出する場合は、何の添付書類か確認できる「表題、社名等」の部分が必要です。(規則等の全ページを添付する必要はありません)
また、「該当箇所にアンダーライン」など明確となるよう表示をお願いします。
- 「新聞記事」を添付する場合は、新聞社名、掲載日を明記してください。また、適宜拡大するなど明瞭に確認できるようにしてください。特に、白黒印刷で明確に判読できるかご確認をお願いします。
- 「過去〇年」「過去〇年度間」で対象期間が違います。該当する年度を良く確認してください。
- 「意欲と能力のある林業経営体(者)」、「育成を図る林業経営体」「林業経営体」はそれぞれ明確にわかる確認書類が必要となります。
提出の都度、都道府県のホームページで登録状況を確認し、自社が掲載してある写し(都道府県名が表題に記載されているページを含む)等の確認書類を提出してください。
- 安全診断は、実施日・実施者の確認できる書類(又は書類に記入したもの)を添付してください。また、共同事業体等でリスクアセスメントを行った場合は、実施した構成員(会社)を確認できる記載が必要です。
- 様式7について、雇用形態は協同組合等の構成員であっても「直雇」「臨時」「下請」等の実態を記載してください。ただし、協同組合等の場合は「雇用形態」のみ「下請」として評価しますが、「地元雇用」「月給制」の導入については評価の対象となります。
- 様式6④の「ボランティア活動の実績」は、様式6①「災害協定等に基づく活動」、②「防災に関する表彰」を受けたもの、③「国土緑化(植林)活動」、⑤「有害鳥獣捕獲に関する協力の実績」で提出されたものは対象となりません。
- 様式6⑥「前年度の民有林の実績」については、植栽・間伐などの保育作業が対象です。皆伐等については対象外となります。また、確認資料には「補助金申請書」は内容が確認できないため、発注書や請書等、作業内容が記載されている書類を提出してください。
- 様式6⑬「労働生産性向上の取組」は、請負事業等における署長等への提出書類ではなく、独自の取組が対象となります。

- 様式6⑬「現場従事者の技術向上の取組」は、研修会などの具体的内容の記載のある資料及、参加したことが確認出来る「参加者名簿」等の確認書類を添付してください。

- 継続教育(CPD)の取り組みを証明する書類については、発行機関の名称が記載されているものが必要です。発行機関名が確認できないものは加点対象とはなりません。

中小企業の確認資料 ※中小企業の場合は下記の様式を添付してください

(参考) 法人税申告書別表1

令和 年 月 日 税務署長殿		①	②	同色申告 一連番号
納税地	法人区分	事業種目	承認番号	
フリフリ	事業種目	同非区分	法人区分	
法人名	同非区分	事業種目	承認番号	
法人番号	事業種目	同非区分	承認番号	
代表者	事業種目	同非区分	承認番号	
代表者住所	事業種目	同非区分	承認番号	
令和 年 月 日	事業年度分の法人税 課税年度分の地方法人税	申告書 申告書	申告書 申告書	
令和 年 月 日	事業年度分の法人税 課税年度分の地方法人税	申告書 申告書	申告書 申告書	
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	1			
法人税 (50 + (54) + (55))	2			
法人税額の特別控除額 (第14条第2項)	3			
引当金 (2) - (3)	4			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	5			
法人税 (50 + (54) + (55))	6	000		
引当金 (2) - (3)	7	000		
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	8			
法人税 (50 + (54) + (55))	9	000		
引当金 (2) - (3)	10			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	11			
法人税 (50 + (54) + (55))	12			
引当金 (2) - (3)	13			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	14	00		
法人税 (50 + (54) + (55))	15	00		
引当金 (2) - (3)	16			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	17			
法人税 (50 + (54) + (55))	18			
引当金 (2) - (3)	19			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	20			
法人税 (50 + (54) + (55))	21			
引当金 (2) - (3)	22			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	23			
法人税 (50 + (54) + (55))	24			
引当金 (2) - (3)	25			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	26			
法人税 (50 + (54) + (55))	27			
引当金 (2) - (3)	28			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	29			
法人税 (50 + (54) + (55))	30			
引当金 (2) - (3)	31			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	32			
法人税 (50 + (54) + (55))	33			
引当金 (2) - (3)	34			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	35	000		
法人税 (50 + (54) + (55))	36	000		
引当金 (2) - (3)	37			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	38			
法人税 (50 + (54) + (55))	39			
引当金 (2) - (3)	40			
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	41			
法人税 (50 + (54) + (55))	42	00		
引当金 (2) - (3)	43	00		
所得の額又は欠損の額 (第14条第1項)	44	00		
法人税 (50 + (54) + (55))				
引当金 (2) - (3)				

中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」(左表参照)の提出を必要とし、中小企業等の該当を確認する。

注:「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

- 以下のいずれかに該当していれば中小企業等になる
- ①に○があり、かつ③に○がないこと
 - ②に○があること

法人区分	普通法人(特定の医療法人を除く)、子会社関係法人等、みなし公益法人等又は人格のない社団等	左記以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人
事業種目		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの		
同非区分	特定同族会社	同族会社 非同族会社